

## 匝瑳市健康づくり推進協議会規則

平成 18 年 1 月 23 日

規則第 112 号

(設置)

第 1 条 市は、市民の健康増進を図り、市民と密着した健康づくり対策を協議するため、匝瑳市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、健康づくりに関する事業計画及びその実施方法に関する事項について協議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(会長等)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、第2条に規定する協議に関し必要と認める事項を調査検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、部会員10人以内で組織する。

3 部会員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

6 第6条及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康管理課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月4日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。